

# 労務通信

2018.1月号

## 『AI』の影響により減少する仕事、増加する仕事は？



### ◆厚労省の部会で議論がスタート

何かと世間を賑わせている『AI』ですが、中でも我々の仕事への影響が気になるところです。

12月初旬に開催された厚生労働省の労働政策審議会（労働政策基本部会）では、「技術革新（AI等）の動向と労働への影響」をテーマに議論がスタートしましたが、ホームページ上で公開された資料の中から「AI導入による仕事への影響」を考えてみます。

### ◆求められるは『AI』にできない仕事

厚生労働省のホームページで公開された資料の中で、シンクタンクや各省庁等による先行研究の内容がまとめられています。『AI』等で代替可能性の高い（今後減少する）仕事、代替可能性の低い（今後増加する）仕事の例として、以下のものが挙げられています。

#### 【代替可能性の高い(今後減少する)仕事の例】

- ・必ずしも特別の知識やスキルが求められない職業
- ・バックオフィス等、従来型のミドルスキルのホワイトカラーの仕事
- ・ルーティンタスク
- ・ホワイトカラーの仕事
- ・定型的業務が中心の職種
- ・教育水準や所得水準が低い労働者の仕事

#### 【代替可能性の低い(今後増加する)仕事の例】

- ・他者との協調や他者の理解、説得、ネゴシエーション、サービス志向性が求められる職業
- ・上流工程やIT業務における、ミドルスキル・ハイスキルの仕事
- ・人が直接対応することが質や価値の向上につながるサービスに係る仕事
- ・新しい付加価値の創出に役立つ技術職

### ◆今後必要な取組みとは？

ビジネスパーソンにとって今後は、「AIを使いこなす能力」や「AIに代替されにくいコミュニケーション能力」を向上するための取組みが必要になってくると言えるでしょう。

## 労務の基礎知識

### ◆税法上の扶養控除と社会保険上の扶養認定の違いは？

平成 29 年度の税制改正により、配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しが行われ、平成 30 年から控除額が変わることになりました。これにより満額 38 万円の控除を適用するための年収要件が 103 万円以下から **150 万円**以下まで引き上げられることになったわけですが、これは所得税上の改正です。社会保険上の扶養の認定要件はこれまでと変わらず、**130 万円 (60 歳以上または障害者の場合は 180 万円) のままです。**103 万円の壁と呼ばれていた年収要件がなくなったからといって、150 万円ぎりぎりまで働いてしまうと、社会保険上の扶養からはずれ、配偶者自ら社会保険に加入する必要がでてくる可能性もあります。税法上と社会保険上の扶養についてしっかり理解しておきましょう。

### <所得税と社会保険の違い>

	所得税 ※		社会保険
○配偶者の年収	150 万円以下	⇔	130 万円未満 (60 歳以上または障害者は 180 万円) (501 人以上の事業所勤務は 106 万円)
○年収金額の計算	暦年 (1 月 1 日~12 月 31 日)	⇔	将来にわたっての見込み額
○年齢要件	なし	⇔	75 歳未満 (75 歳以上は後期高齢者制度へ)

**※ここでは、従業員が給与所得だけの場合で、収入金額が 1,120 万円以下に限定してご説明しております。また、配偶者が老人、障害に該当するか否かについては考慮しておりません。**

## 事務所よりひとこと

今回の配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しは、配偶者の年収要件の引上げだけではなく、給与所得者本人の年収によって、控除額が段階的に減額されるしくみとなっており非常に複雑です。就業規則の給与規程において「家族手当」を支給する事業所については、今一度、定義を確認しましょう。規定内容が今回の法改正に対応できているか、不利益変更にならないよう注意が必要です。